

第 2 期 伯耆町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

伯 耆 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の策定体制	1
4. 計画の期間	1
第2章 町の状況等	
1. 人口・世帯等の動向	2
2. 教育・保育事業等の状況	6
3. アンケート調査結果	12
4. 子ども・子育てをめぐる現状と課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 計画の基本理念	23
2. 計画の基本目標	23
3. 施策の体系	24
4. 教育・保育提供区域の設定	25
第4章 施策の展開	
1. すべての子どもが健やかに育つまちづくり	26
2. 子育てに喜びを感じることでできるまちづくり	31
3. 地域全体で子ども・子育てを支えるまちづくり	36
第5章 計画の推進に向けて	
1. 推進体制	38
2. 計画の進行管理	39
3. 計画全体の成果指標	39

関係資料

- ・ 伯耆町子ども・子育て会議条例
- ・ 伯耆町子ども・子育て会議委員名簿

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月からスタートしました。

本町においても、平成 27 年 3 月に 5 年を一期とする『伯耆町子ども・子育て支援事業計画』（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、これまでの間、ニーズの増加に対応するための保育施設や放課後児童クラブの整備、また家庭での保育を支援する手当金の創設などを行い、子どもの育ちと子育て支援を総合的に推進してきました。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、近年の社会動向や本町の子どもを取り巻く現状、第 1 期計画の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に『第 2 期伯耆町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成対策推進法に基づき、平成 22 年に策定された「伯耆町次世代育成支援後期行動計画」の考え方を引き継ぐ計画として位置づけます。

3. 計画の策定方法

（１）計画の策定組織

本計画は、子どもの保護者、子育て支援事業の従事者、関係行政機関の職員などから構成される「伯耆町子ども・子育て会議」での審議を経て策定しました。

（２）ニーズ調査

「伯耆町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

（３）意見の聴取

パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
伯耆町子ども・子育て支援事業計画									
					第 2 期伯耆町子ども・子育て支援事業計画				

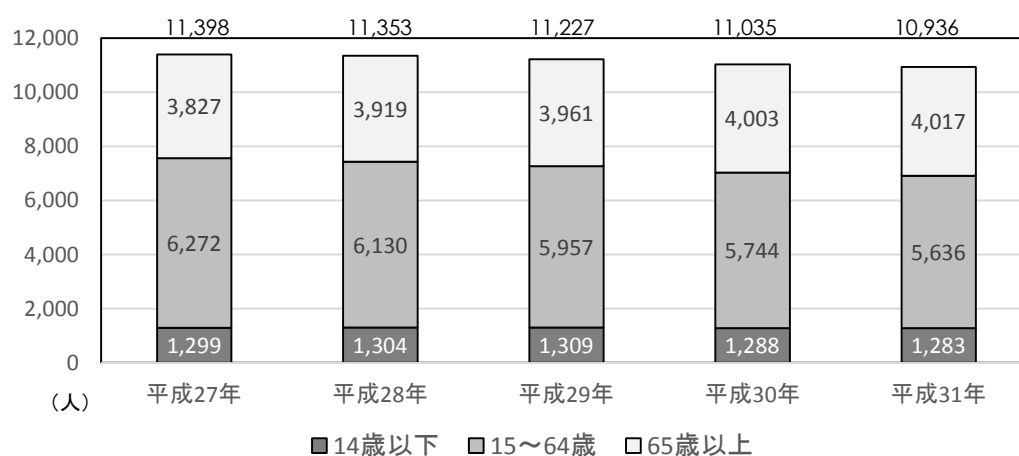
第2章 町の状況等

1. 人口・世帯等の動向

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の全体人口は年々減少を続けており、平成27年からの5年間で462人の減少となっています。(△4.1%)

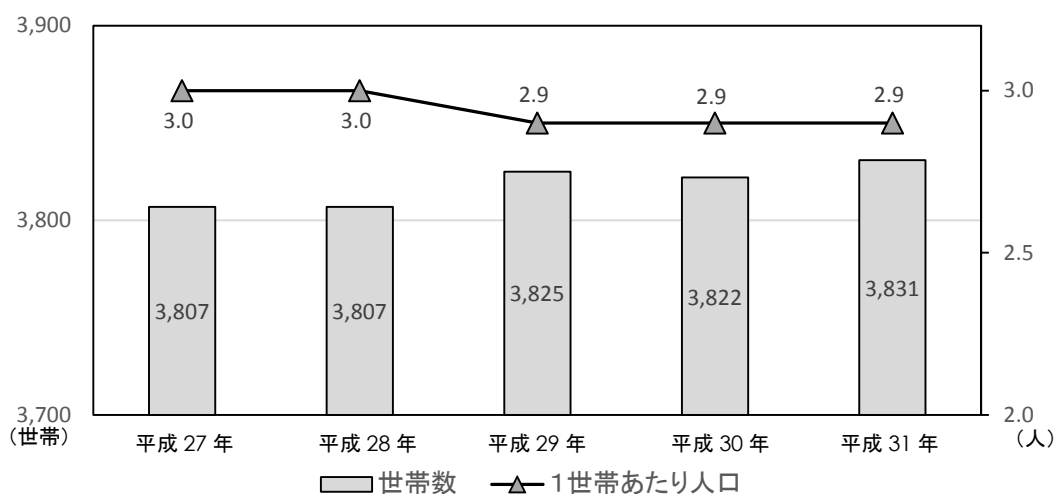
年齢3区分別でみると、65歳以上の高齢者人口が増加し(5.0%)、高齢化が進む傾向にはありますが、15～64歳の生産年齢人口の減少幅(△10.1%)に比べ、14歳以下の年少人口はゆるやかな減少(△1.2%)となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

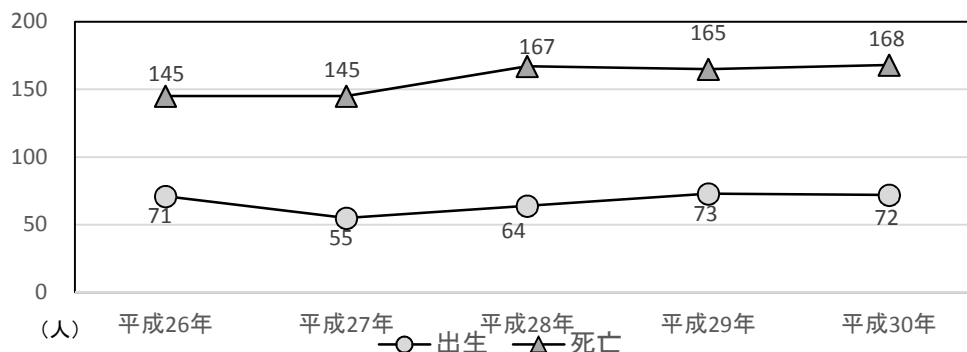
世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人口は減少傾向にあり、核家族化の進行や少子化の影響がうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 自然動態（出生数と死亡数の推移）

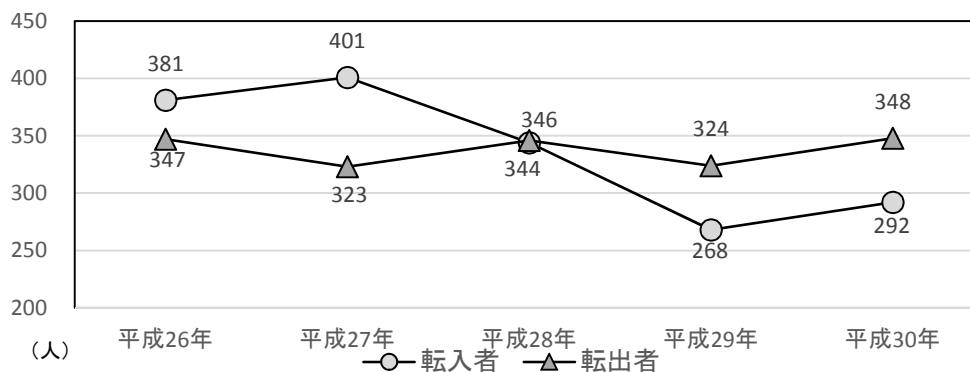
いずれの年も、死亡数が出生数を大幅に上回っており、人口減少の要因の一つとなっています。



資料：鳥取県人口移動調査

(4) 社会動態（転入者数と転出者数の推移）

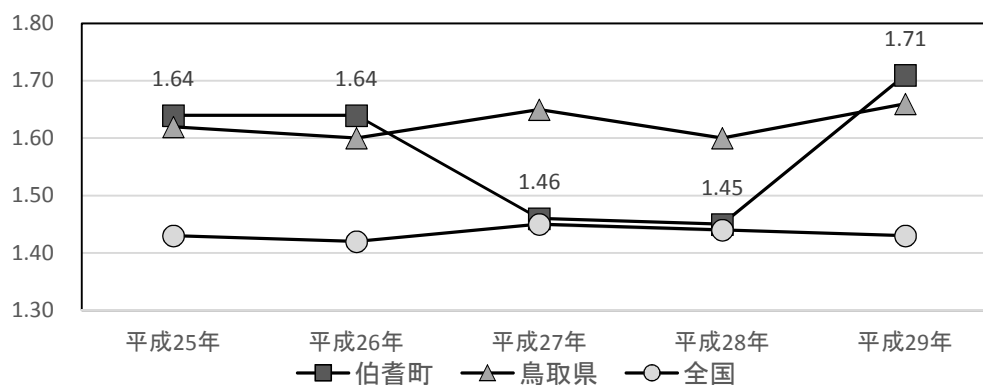
転入・転出ともに増減を繰り返していますが、転入は年による増減の幅が大きく、人口動態に大きな影響を与えています。



資料：鳥取県人口移動調査

(5) 合計特殊出生率

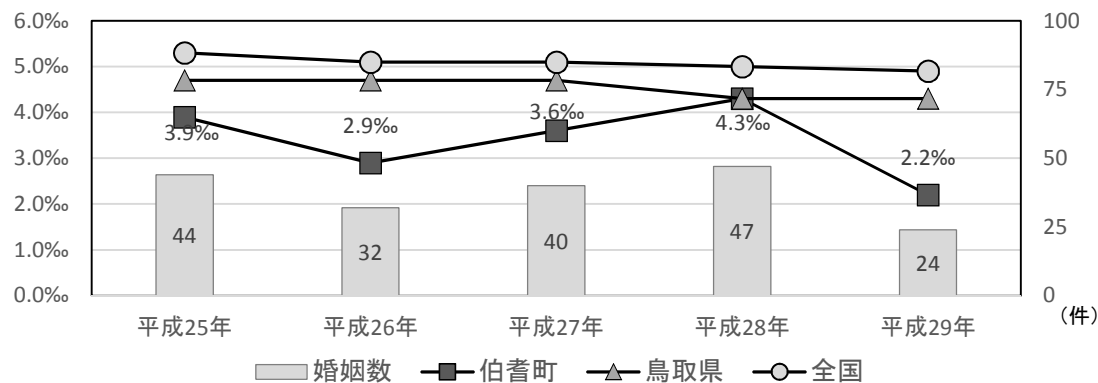
平成29年の数値は1.71と全国及び県平均を上回っていますが、過去の推移を見ると増減を繰り返しており、県平均を下回っている年もあります。



資料：鳥取県人口動態統計（福祉保健医療の統計）

(6) 婚姻数・婚姻率

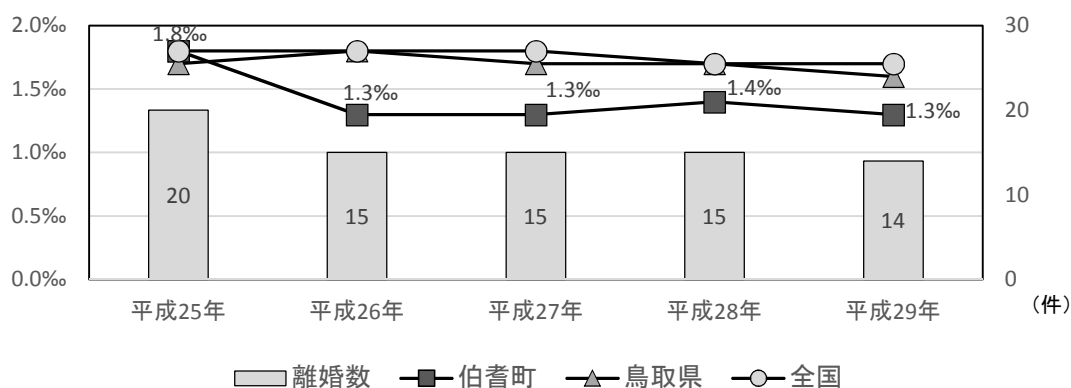
婚姻数は、増減を繰り返しています。また、人口千人に対する婚姻率は、いずれの年も全国及び県平均を下回っています。



資料：鳥取県人口動態統計（福祉保健医療の統計）

(7) 離婚数・離婚率

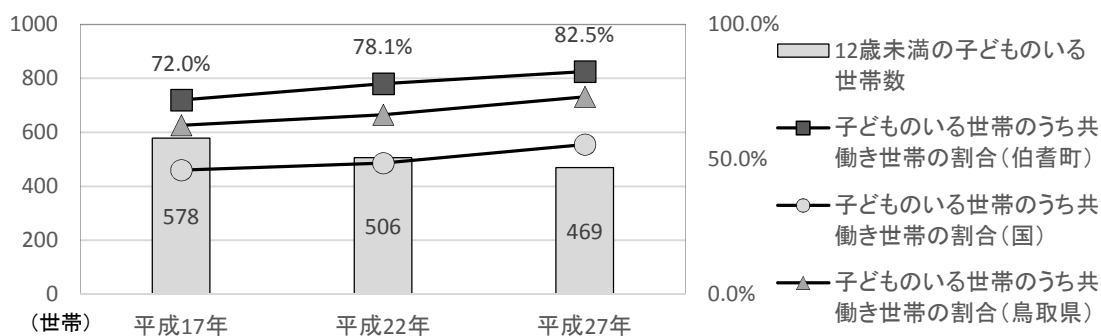
離婚数は、平成26年以降はほぼ横ばいとなっています。また、人口千人に対する離婚率は、平成26年以降は全国及び県平均を下回っています。



資料：鳥取県人口動態統計（福祉保健医療の統計）

(8) 共働き世帯の状況

12歳未満の子どもがいる世帯のうち共働きの世帯の割合は増加しており、いずれの年も全国及び県平均を大きく上回っています。



資料：国勢調査

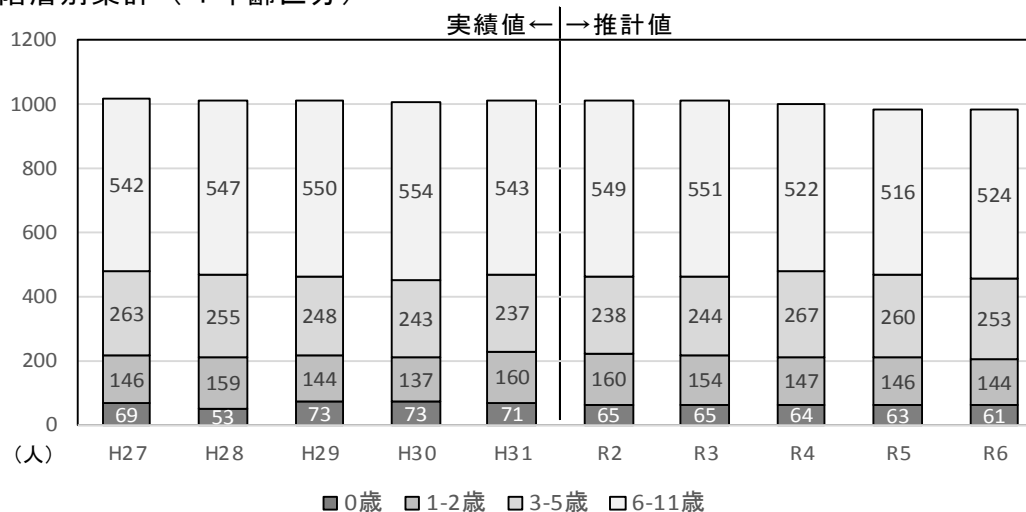
(9) 計画期間中の児童数の見込み

計画期間中における就学前児童及び小学生の人口について、コーホート変化率法(※)により推計しました。年齢による増減の違いはありますが、全体では微減と見込んでいます。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	69	53	73	73	71	65	65	64	63	61
1歳	74	77	62	76	77	77	71	71	70	69
2歳	72	82	82	61	83	83	83	76	76	75
3歳	76	74	86	82	64	86	86	86	79	79
4歳	95	82	77	88	84	67	90	90	90	83
5歳	92	99	85	73	89	85	68	91	91	91
6歳	88	96	100	88	76	92	88	70	94	94
7歳	89	90	96	101	87	77	93	89	71	95
8歳	97	89	90	98	102	88	78	94	90	72
9歳	80	98	89	86	101	102	88	78	94	90
10歳	89	82	93	88	88	101	102	88	78	94
11歳	99	92	82	93	89	89	102	103	89	79
計	1,020	1,014	1,015	1,007	1,011	1,012	1,014	1,000	985	982

●階層別集計（4年齢区分）



(※) コーホート変化率法

各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2. 教育・保育事業等の状況

子ども・子育て支援事業計画に定めることとされている、教育・保育及び地域子育て支援事業を中心に、第1期計画期間における主な事業の実施状況等をまとめました。

(1) 保育所等の状況

町内には、公立の認可保育所及び地域型保育事業所が6か所あります。

低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、平成29年4月に新たに0歳から2歳児の保育を行う「小規模保育所こどもパル」を開設しました。また、平成30年度に、ふたば保育所の増改築を行い、平成31年度から定員の増員を行っています。そのほか、溝口保育所の大規模改修やこしき保育所の園庭拡張など、保育環境の改善を図りました。

<町内の保育所等一覧>

施設名	住所	定員	受入年齢	開所時間	
				月～金曜日	土曜日
あさひ保育所	真野 1262-1	45 人	1 歳～	7:30～18:30	7:30～12:30
ふたば保育所	吉長 63-1	105 人	1 歳～	7:30～19:00	7:30～18:30
こしき保育所	大殿 2574	140 人	3 ヶ月～	7:30～19:00	7:30～18:30
溝口保育所	溝口 348	100 人	3 ヶ月～	7:30～19:00	7:30～18:30
二部保育所	二部 543-1	30 人	1 歳～	7:30～18:30	7:30～12:30
小規模保育所 こどもパル	大殿 1081-7	19 人	3 ヶ月～ 2 歳児	7:30～19:00	7:30～18:30

■ 入所児童数の推移

町全体では、減少傾向にありますが、保育所別で見ると、旧岸本町地域にある保育所（あさひ、ふたば、こしき、こどもパル）では、ほぼ横ばいもしくは増加傾向にあり、旧溝口町地域にある保育所（溝口、二部）は、減少傾向となっており、地域による差が出ています。

また、年齢別で見ると、年による差はあるものの、0歳や1歳は増加傾向にあり、低年齢から保育所に入所する子どもが増えています。

<保育所別>

(単位：人)

施設名	H27	H28	H29	H30
あさひ保育所	39	40	38	38
ふたば保育所	76	78	80	82
こしき保育所	140	154	141	136
溝口保育所	106	102	90	77
二部保育所	31	27	24	21
こどもパル			17	19
計	392	401	390	373

※各年度の3月1日時点（広域入所委託児を含む）、年齢は4月1日の満年齢

＜年齢別＞

(単位：人)

年齢	H27	H28	H29	H30
0 歳	27	28	35	32
1 歳	58	59	52	60
2 歳	55	73	70	56
3 歳	73	71	78	73
4 歳	89	78	74	81
5 歳	90	92	81	71
計	392	401	390	373

■ 各保育事業の利用状況

(単位：人)

事業名	H27	H28	H29	H30	実施場所
延長保育（実人員）	60	91	76	63	ふたば、こしき、溝口、こどもパル
一時保育（延利用人数）	240	66	52	33	こしき、溝口
休日保育（延利用人数）	28	48	42	26	こしき

(2) 小学校の状況

町内には、公立の小学校が4校あります。平成 28 年 4 月に旧溝口小学校と日光小学校が統合し、新たな溝口小学校が創立されました。

施設名	住所
岸本小学校	吉長 78-2
八郷小学校	真野 971
二部小学校	二部 1617
溝口小学校	溝口 309

■ 小学校の児童生徒数の推移

計画期間中の児童生徒数は、平成 27 年度と令和元年度とを比較すると、全体では微増となり、学校別では、岸本小学校と二部小学校が増加、八郷小学校と溝口小学校が減少となりました。

＜学校別＞

(単位：人)

施設名	H27	H28	H29	H30	R1
岸本小学校	288	292	307	314	307
八郷小学校	82	80	77	70	68
二部小学校	28	36	38	39	39
溝口小学校(※)	138	137	132	134	128
計	536	545	554	557	542

(※) 平成 27 年度の人数は、旧溝口小学校と日光小学校の合計人数

※各年度の 5 月 1 日時点（教育委員会調べ）

<学年別>

(単位：人)

学年	H27	H28	H29	H30	R1
1年生	88	97	102	87	78
2年生	87	89	96	101	87
3年生	97	88	90	99	101
4年生	79	99	89	87	100
5年生	90	81	95	89	88
6年生	95	91	82	94	88
計	536	545	554	557	542

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

全ての小学校区に放課後児童クラブが設置されています。二部小学校区のたくしクラブは、補助金によって保護者等が運営されています。平成28年度には、岸本放課後児童クラブの新ルームを整備し、定員の増員を行ったほか、平成29年度には老朽化した溝口放課後児童クラブの建替えを行いました。

区分	施設名	住所	定員	開所時間
町立	岸本放課後児童クラブ	吉長 65-4	80人	月～金曜日／下校時～18:30 土曜日／8:00～18:30 学校長期休業／8:00～18:30
	八郷放課後児童クラブ	真野 1018	25人	
	溝口放課後児童クラブ	溝口 307	40人	
その他	たくしクラブ (二部小学校区)	二部 1617	15人	

■ 放課後児童クラブ児童数の推移（町立のみ）

放課後児童クラブの利用者数は、全体的に減少となりました。

<児童クラブ別>

(単位：人)

施設名	H27	H28	H29	H30	H31
岸本放課後児童クラブ	85	82	75	83	72
八郷放課後児童クラブ	20	21	27	21	19
溝口放課後児童クラブ	38	43	40	42	30
計	143	146	142	146	121

<学年別>

(単位：人)

学年	H27	H28	H29	H30	H31
1年生	46	46	44	47	31
2年生	46	46	44	42	41
3年生	30	38	30	30	27
4年生	16	14	20	18	15
5年生	5	2	3	9	4
6年生	0	0	1	0	3
計	143	146	142	146	121

※各年度の4月1日時点の申込者数

(4) 放課後子供教室の状況（平成 27 年度～）

平成 27 年度から 2 つの小学校内で放課後子ども教室を開催しています。放課後児童クラブとの連携により一体的な運営を行っています。

名称	開催場所	開催日	内容
岸本放課後子供教室	岸本小学校	火・水・木	交流活動、学習活動、スポーツ体験活動等
溝口放課後子供教室	溝口小学校	月・火・金	

■ 開催状況

		H27	H28	H29	H30
岸本	申込者数	24 人	31 人	31 人	12 人
	開催回数	94 回	103 回	84 回	90 回
溝口	申込者数	10 人	10 人	12 人	9 人
	開催回数	88 回	102 回	89 回	91 回

※申込者数には、放課後児童クラブの利用者を含んでいません。

(5) 子育て短期支援（ショートステイ）事業

計画期間中の利用はありませんでしたが、緊急時の対応を行うため、児童養護施設への委託を継続し、利用施設の確保を図っています。

実施方法	施設名
委託	児童養護施設 米子聖園天使園（米子市上後藤）

(6) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

町の保健師等が、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する相談や養育環境の把握等を行っています。

	H27	H28	H29	H30
訪問件数	60 人	70 人	72 人	75 人

(7) 養育支援訪問事業の状況

町の保健師による訪問のほか、専門的支援を外部委託し、養育に関する指導、助言等の支援を行っています。

（委託先：児童家庭支援センター米子みその）

■ 訪問家庭数の推移

実施方法	H27	H28	H29	H30
直営	6 世帯	5 世帯	5 世帯	3 世帯
委託	—	1 世帯	1 世帯	1 世帯

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の状況

利便性の向上と機能の充実を図るため、平成 30 年 4 月に溝口保育所から岸本保健福祉センター内へ移転しました。移転後は、母子保健事業との連携強化や土曜日の開催を増やすなど、利用ニーズに合わせた運営を行っています。

施設名	住所	開所時間
伯耆町子育て支援センター	大殿 1010 (岸本保健福祉センター内)	月～金曜日／9:00～16:00 第 2・4 土曜日／9:00～11:30

※月に 1 回、溝口保育所で出張子育て支援センターを開催しています。

■ 利用児童数等の推移

移転後の平成 30 年度は利用が大幅に増加しています。

	H27	H28	H29	H30
開所日数	253 日	256 日	252 日	249 日
利用児童数（延べ）	1,808 人	1,480 人	1,579 人	2,407 人

(9) 病児・病後児保育利用者の推移

平成 29 年度から近隣の他市町村との共同実施を行い、利用施設の拡充を図りました。

実施方法	施設名
委託 （共同実施）	病児看護センターベアーズデイサービス（米子市榎原） 病児保育かるがも（米子市両三柳） 病児保育ペンギンハウス（米子市西福原）

■ 利用児童数の推移

	H27	H28	H29	H30
利用児童数（延べ）	89 人	97 人	139 人	124 人

(10) 妊婦健診事業の状況

すべての妊婦が医療機関での定期的な健診を受けることができるよう、受診券を配布しています。

実施方法	実施場所	受診回数
委託	各医療機関	1 人つき受診券 14 回分を交付 ※多胎妊婦の場合は、別に 5 回

■ 受診者数の推移

	H27	H28	H29	H30
実人員	68 人	77 人	74 人	67 人
延人数	699 人	926 人	803 人	876 人

(11) 子育て世代包括支援センター（平成 29 年度～）の状況

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うため、平成 29 年 4 月に健康対策課内に「伯耆町子育て世代包括支援センター」を設置しました。保健師等による母子保健や子育て全般に関する相談支援を行っています。

■各事業参加者数等の推移

	H27	H28	H29	H30
妊婦歯科健康診査	32 人	40 人	30 人	39 人
子育て相談会	59 人	50 人	75 人	79 人
助産師訪問ケア	3 人	0 人	4 人	3 人
産後ケア	—	—	1 人	1 人
にこにこ親子教室	23 人	47 人	48 人	34 人
離乳食講習会	44 人	50 人	41 人	54 人
幼児食教室	18 人	33 人	10 人	—

(12) 乳児家庭保育支援手当支給事業（平成 27 年度～）の状況

家庭で乳児を保育されている保護者を対象に、経済的負担の軽減と乳児期の親子の愛着形成をはかるため、平成 27 年度から「乳児家庭保育支援手当」を支給しています。

■支給月数（受給者数）の推移

		H27	H28	H29	H30
育休中	支給月数	108 月	104 月	117 月	96 月
	受給者数(実人員)	30 人	30 人	37 人	35 人
その他	支給月数	188 月	205 月	265 月	217 月
	受給者数(実人員)	35 人	40 人	48 人	44 人

3. アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用ニーズを把握するためアンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

調査対象者	①就学前児童の保護者 ②小学生（1～3年生）の保護者
抽出方法	悉皆調査（対象児童がいる全ての世帯を対象） ※ただし、対象児童が複数いる世帯は、上記の区分ごとに1人の児童を無作為抽出しました。
調査方法	郵送による配布・回収（無記名回答方式）
調査期間	令和元年7月2日～令和元年7月25日
調査票	2種類（①就学前児童用、②小学生用）

(2) 調査票配布・回収状況

カッコ内は、前回（平成25年実施）調査の結果

調査対象者	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	336件 (294件)	182件 (160件)	54.2% (54.4%)
②小学生の保護者（※）	243件 (315件)	134件 (118件)	55.1% (37.5%)

（※）前回調査は、1～6年生の保護者を対象

(3) 調査結果の見方について

- ・表内の「n」は、設問に対する回答の合計数です。
- ・調査結果の比率については、小数第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

(4) 調査結果概要

①保護者の就労状況

ア. 家庭類型

就学前児童の保護者の就労状況について、国の手引きに基づき、家庭類型を算出した結果です。

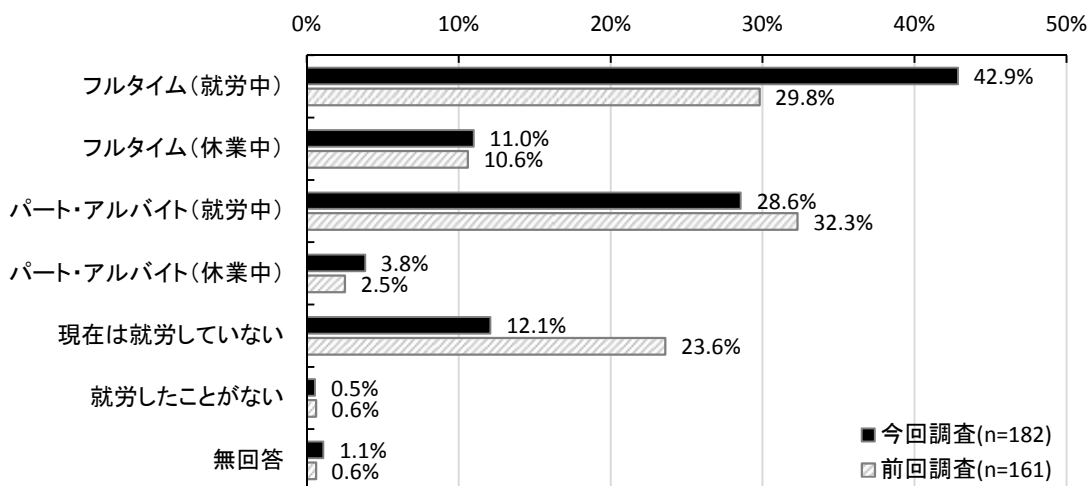
現在の家庭類型は、「タイプB」のフルタイムの共働き家庭が52.3%で最も多く、次いで、「タイプC」のフルタイムとパートタイム（長時間）の共働き家庭が28.2%となっており、8割以上が長時間の共働き家庭となっています。

また、母親の就労希望を反映した潜在的な家庭類型をみると、「タイプB」のフルタイムの共働き家庭が56.3%と一番伸びが大きく、フルタイムへの移行を希望している家庭が多いことがわかります。

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親家庭	8	4.6%	8	4.6%
タイプB フルタイム×フルタイム	91	52.3%	98	56.3%
タイプC フルタイム×パートタイム（月120h以上＋月48h～120hの一部）	49	28.2%	47	27.0%
タイプC' フルタイム×パートタイム（月48h未満＋月48h～120hの一部）	6	3.4%	8	4.6%
タイプD 専業主婦（夫）	19	10.9%	12	6.9%
タイプE パートタイム×パートタイム（双方月120h以上＋月48h～120hの一部）	1	0.6%	1	0.6%
タイプE' パートタイム×パートタイム（いずれかが月48h未満＋月48h～120hの一部）	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全体	174	100.0%	174	100.0%

イ. 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況を、前回調査時と比較すると、就労している母親（休業中含む）が11.1ポイント増加し、一方で就労していない母親（したことがないを含む）が11.6ポイント減少しており、この5年間で就労している母親が増加していることがわかります。また、フルタイム（休業中含む）が13.5ポイント増加しており、就労形態も大きく変化しています。



②定期的な教育・保育事業の利用状況

ア. 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

定期的な教育・保育事業の利用の有無を年齢別に集計した表です。3歳以上は、全員が何らかの事業を利用しています。また、前回調査と比較すると、全体的に利用が増加しており、中でも0～2歳の利用は合わせて32.8ポイントの増加と、低年齢児の利用が大きく伸びていることがわかります。

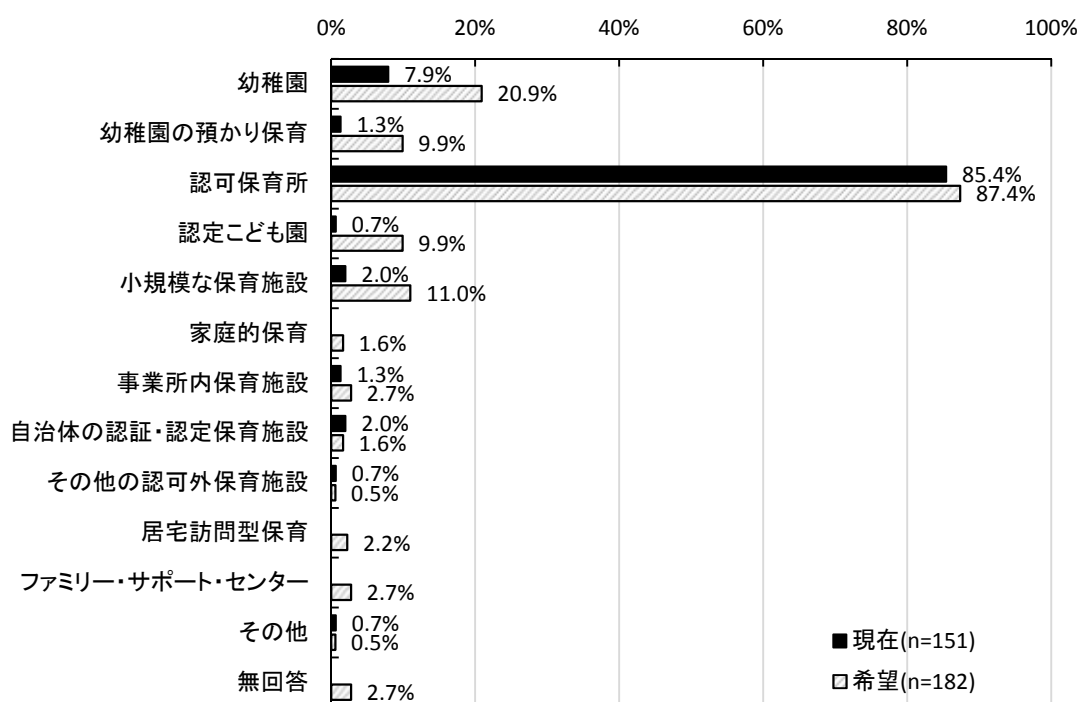
選択項目	総計		0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
利用している	151	83.0%	6	24.0%	19	67.9%	28	93.3%	27	100.0%	39	100.0%	31	100.0%	1	50.0%
利用していない	31	17.0%	19	76.0%	9	32.1%	2	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	182	100.0%	25	100.0%	28	100.0%	30	100.0%	27	100.0%	39	100.0%	31	100.0%	2	100.0%

(参考) 前回調査時

選択項目	総計		0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
利用している	110	68.8%	4	11.8%	18	69.2%	20	71.4%	23	88.5%	20	100.0%	25	96.2%	0	0.0%
利用していない	48	30.0%	30	88.2%	8	30.8%	8	28.6%	2	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%
合計	160	100.0%	34	100.0%	26	100.0%	28	100.0%	26	100.0%	20	100.0%	26	100.0%	0	0.0%

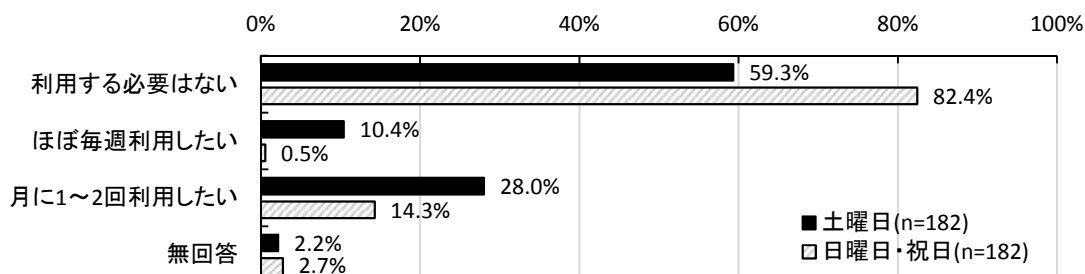
イ. 平日の利用状況と利用希望（複数回答）

利用している平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が85.4%で最も多く、次いで「幼稚園」が7.9%となっています。また、利用したい平日の定期的な教育・保育の事業も、「認可保育所」が87.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が20.9%、「小規模な保育施設」が11.0%などとなっています。



ウ. 土日祝日の利用希望

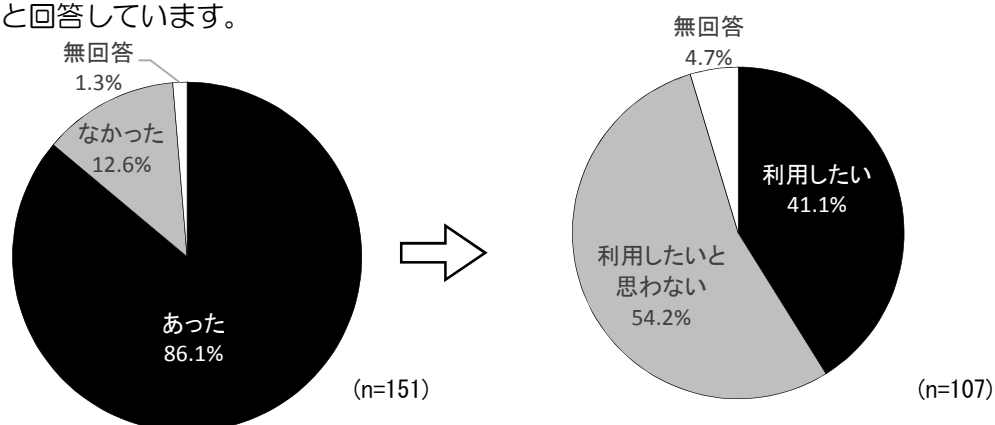
土曜日の定期的な教育・保育の事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」が10.4%、「月に1～2回利用したい」が28.0%と、約4割が利用を希望しています。また、日曜日・祝日では14.8%が利用を希望しています。



③病児・病後児保育の利用希望

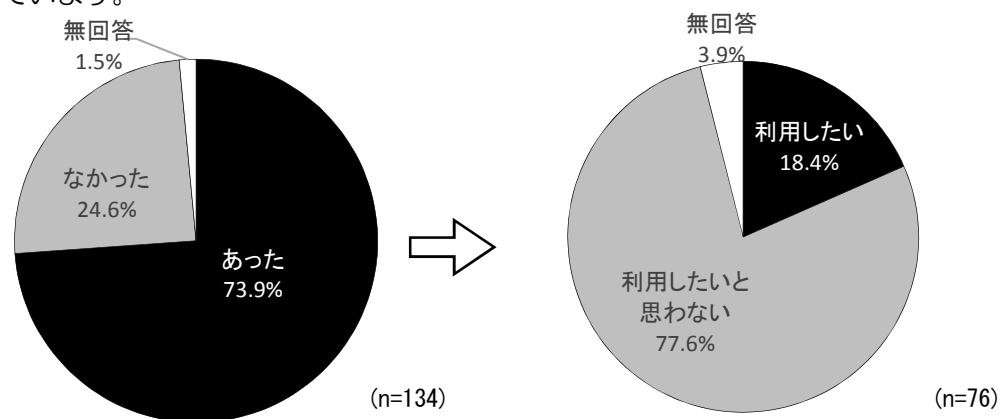
ア. 就学前児童

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が86.1%となっており、そのうち父母が休んだ場合の利用希望は、41.1%が「できれば利用したい」と回答しています。



イ. 小学生

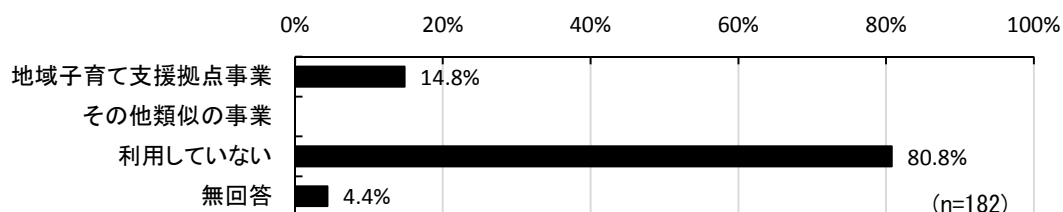
子どもが病気やケガで小学校へ行けなかったことは、「あった」が73.9%となっており、そのうち父母が休んだ場合の利用希望は、18.4%が「できれば利用したい」と回答しています。



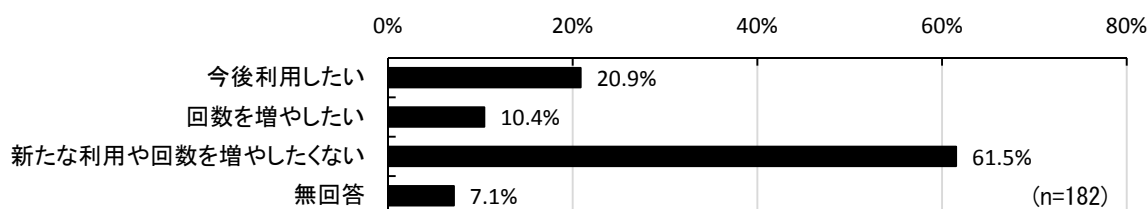
④地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援事業（子育て支援センター）を現在利用している就学前児童（保護者）は 14.8%で、「今後利用したい」20.9%と合わせると、35.7%の利用希望があります。

<現在の利用状況>



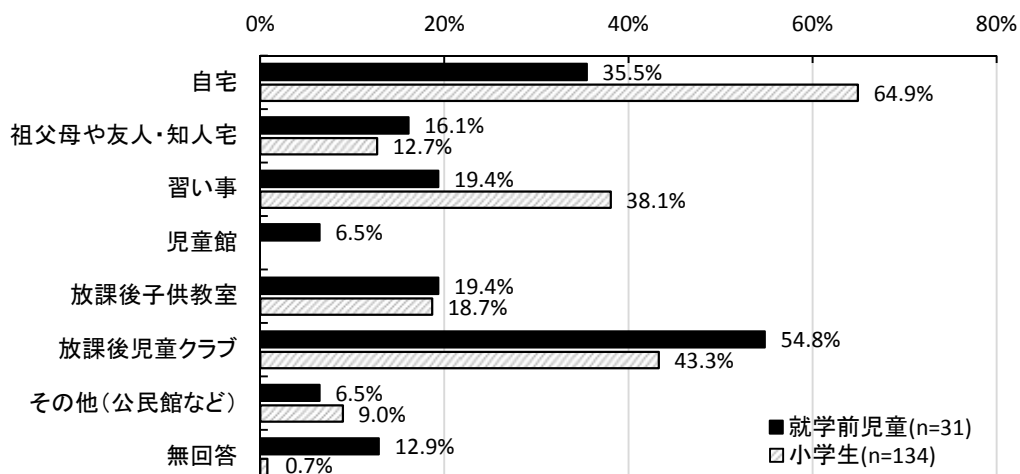
<今後の利用希望>



⑤放課後の過ごし方

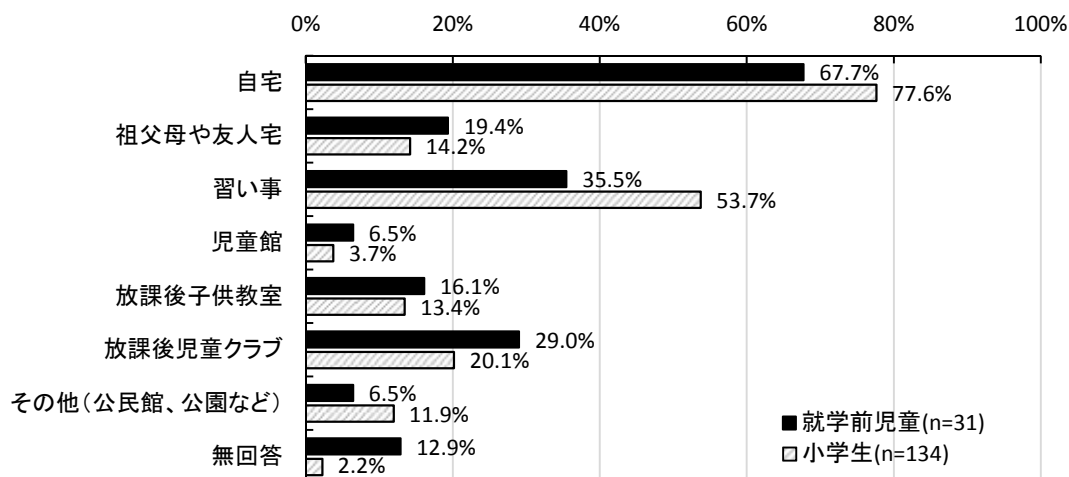
ア. 希望する下学年時（１～３年生）の放課後の過ごし方（複数回答）

希望する下学年時の放課後の過ごし方は、就学前児童では「放課後児童クラブ」が54.8%と最も多く、次いで「自宅」35.5%となっています。また、小学生では、「自宅」が64.9%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が43.3%となっています。



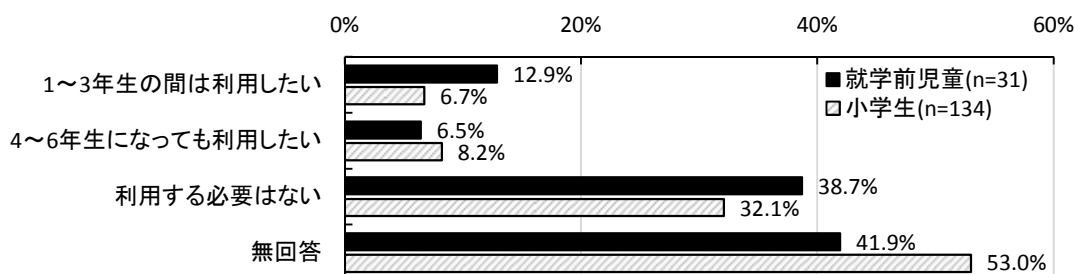
イ. 希望する上学年時（４～６年生）の放課後の過ごし方（複数回答）

希望する上学年時の放課後の過ごし方は、就学前児童、小学生ともに「自宅」が過半数を占めています。次いで多いのが「習い事」となっており、「放課後児童クラブ」は30%未満となっています。



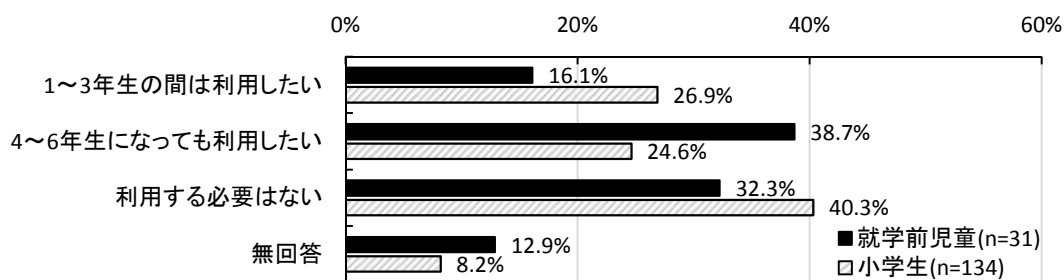
ウ. 土曜日放課後児童クラブの利用希望

土曜日の放課後児童クラブの利用希望は、「１～３年生の間は利用したい」と「４～６年生になっても利用したい」を合わせると、就学前児童では19.4%、小学生では14.9%となりました。



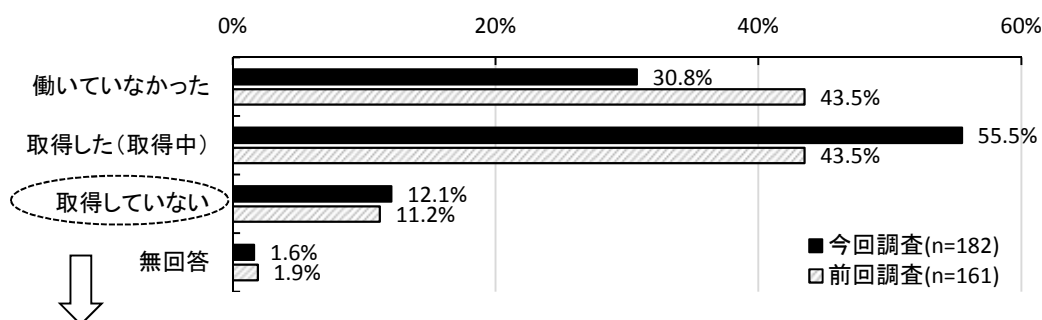
エ. 小学校長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望は、「１～３年生の間は利用したい」と「４～６年生になっても利用したい」を合わせると、就学前児童では54.8%、小学生では51.5%と過半数の家庭が利用を希望しています。



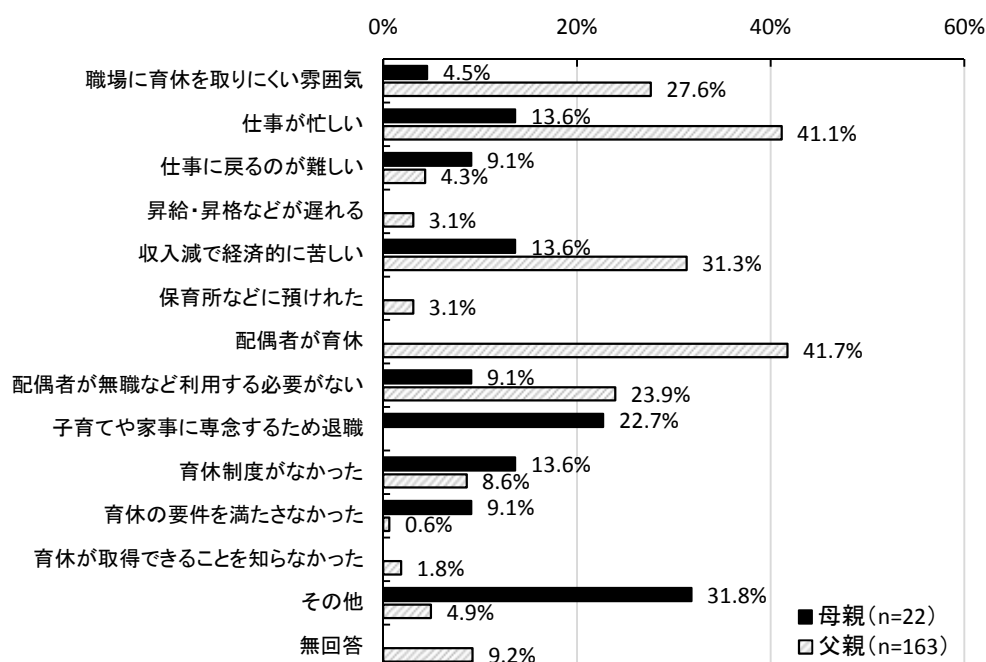
⑥育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中）」が55.5%と最も多く、前回調査時に比べて12ポイント増加しました。ちなみに、父親で「取得した（取得中）」と回答があったのは3.8%でした。（グラフなし）



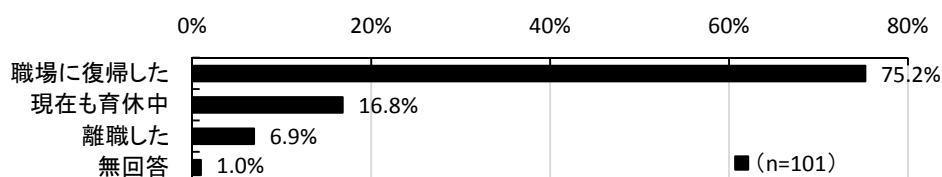
＜育児休業を取得しなかった理由＞（複数回答）

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が22.7%と最も多く、次いで「仕事が忙しい」「収入減で経済的に苦しい」「育休制度がなかった」が13.6%でした。また父親では、「配偶者が育休」が41.7%で最も多く、次いで「仕事が忙しい」が41.1%でした。



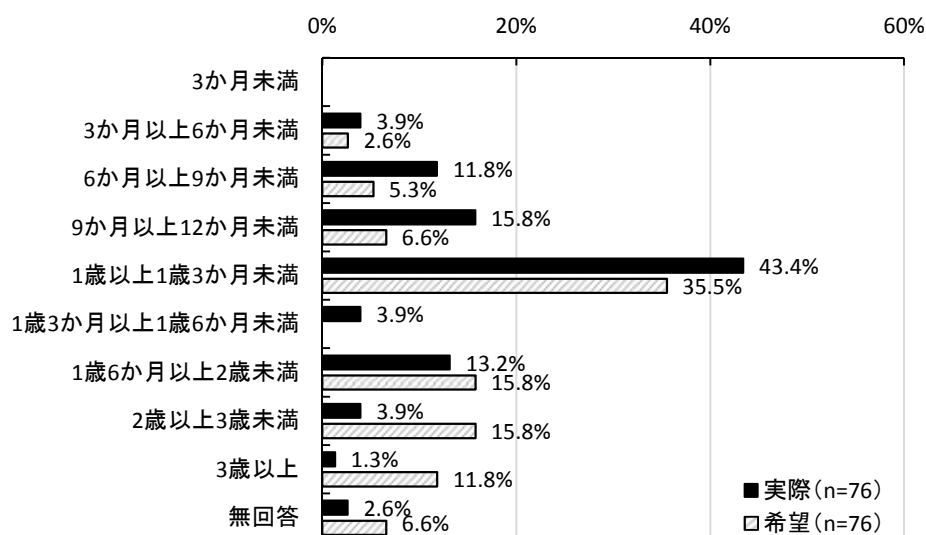
＜母親の育児休業からの復帰状況＞

母親の育休終了後の状況は、（現在の育休中を除くと）「職場に復帰した」が75.2%と多くの人が復職していますが、「離職した」も6.9%と少なからずありました。



＜育児休業から復帰した時期 ―実際と希望―＞（母親のみ）

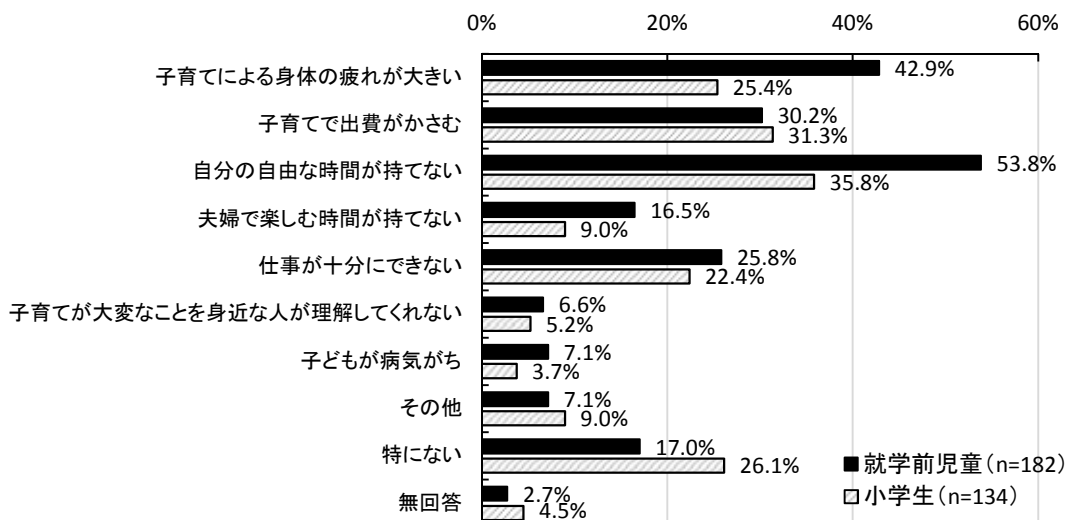
母親の育児休業からの復帰時期は、【実際】が「（子どもの年齢が）1 歳以上 1 歳 3 か月未満」が 43.4%と最も多く、次いで「6 か月以上 9 か月未満」が 15.8%でした。また【希望】では「1 歳以上 1 歳 3 か月未満」が 35.5%と最も多く、次いで「1 歳 6 か月以上 2 歳未満」と「2 歳以上 3 歳未満」が 15.8%でした。ちなみに 1 年半以上の育休希望は、合わせて 43.4%でした。



⑦子育て全般について

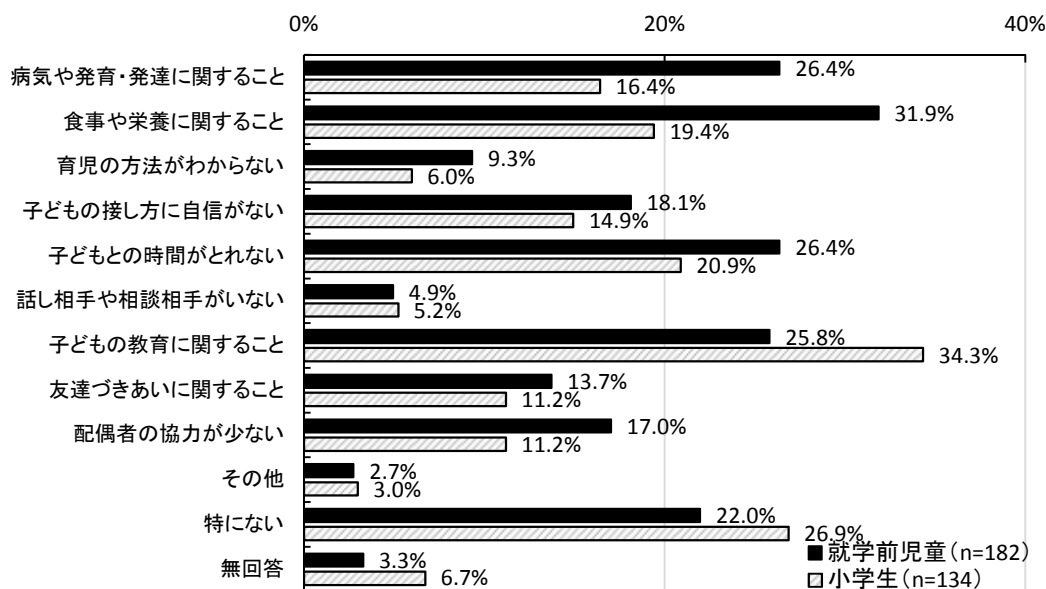
ア. 子育てをするうえで負担に感じていること（複数回答）

就学前児童では「自分の自由な時間が持てない」が 53.8%と最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」が 42.9%でした。また小学生では「自分の自由な時間が持てない」は 35.8%と最も多く、次いで「子育ての出費がかさむ」が 31.3%でした。



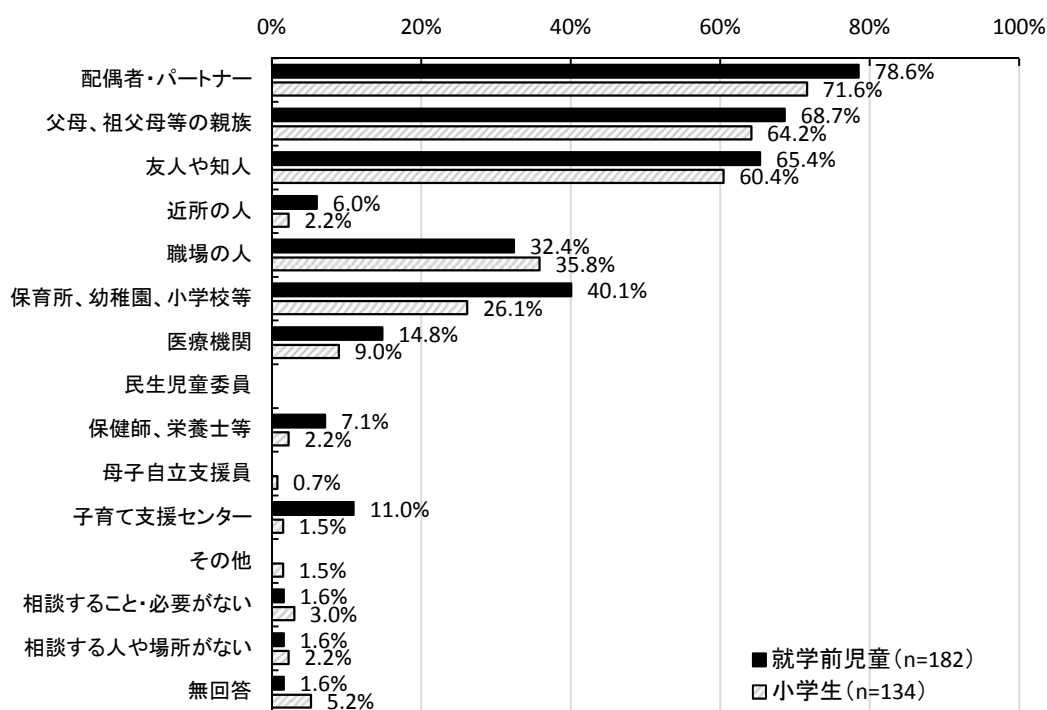
イ. 子育てに関して日常悩んでいること気になること（複数回答）

就学前児童では「食事や栄養に関すること」が31.9%と最も多く、次いで「病気や育児・発達に関すること」と「子どもとの時間がとれない」が26.4%でした。また小学生では「子どもの教育に関すること」が34.3%と最も多く、次いで「特にない」が26.9%、次に「子どもとの時間がとれない」が20.9%でした。



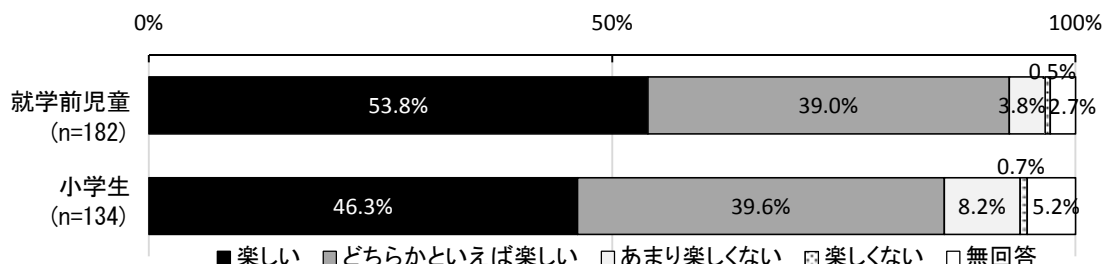
ウ. 子育てに関する悩みなどの相談先（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「配偶者・パートナー」が78.6%と最も多く、次いで「父母・祖父母等の親族」が68.7%でした。



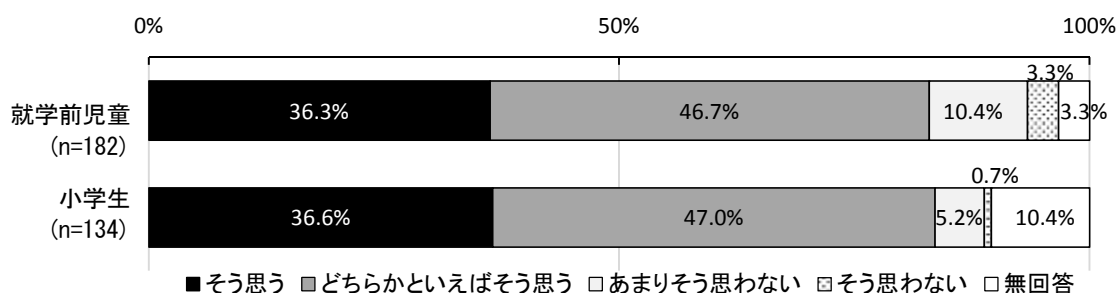
エ. 子育ては楽しいか

子育てについて、「楽しい」と回答した方が、就学前児童、小学生ともに最も多く、「どちらかといえば楽しい」と合わせると、9割前後の方が子育てに楽しさを感じています



オ. 伯耆町は子育てしやすいまちと感じるか

就学前児童、小学生ともに「どちらかといえばそう思う」と回答した方が最も多く、次いで「そう思う」でした。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると、8割を超える方が子育てのしやすさを感じています。



<アンケートを通して>

子育てが楽しいと感じたり、伯耆町は子育てしやすいまちと感じる人が多い一方で、子育てに負担を感じたり、子育てに関する悩みを抱えている人も多くいるという結果になりました。また、「話し相手や相談相手がいらない」「配偶者の協力が少ない」など、地域や家庭の中で孤立感を感じている保護者も見られます。

保護者が負担や不安を抱え込むことがないよう、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援や、親同士の交流や地域の支援者とのつながりの中で、孤立感を感じることなく、喜びを感じながら子育てできるよう、地域全体で子育てを支えていくことが求められています。

4. 子ども・子育てをめぐる現状と課題

＜国全体の現状・課題＞

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっています。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。他方で、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第2子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれています。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たなくなっています。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。こうした取組みを通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要があります。（国の基本指針より抜粋）

＜町独自の現状・課題＞

町全体の人口は、減少を続けていますが、アパートの増加等による子育て世帯の転入等によって、年少人口は増減を繰り返しており、今後も大きな減少はないと見込んでいます。そうした中、共働き世帯は増加し、母親の就労形態にも変化が見られるなど、保護者の就労状況の変化によって、保育ニーズはさらに高まり、多様化すると考えられます。また、経済的な理由等によって育児休業から早期に復職する母親が多く、低年齢児の保育ニーズ増加の一因となっています。提供体制の確保と地域の実情にあった施策の展開が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを社会全体で構築することを目的としています。

その目的を踏まえ、本町では第1期計画において、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、次世代育成支援行動計画の理念を踏襲し、地域社会全体で子ども・子育て家庭を支える取り組みを推進してきました。本計画においても、この流れを継承し、引き続き基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

子どもと親と地域が ともに育ちあうまち 伯耆町

2. 計画の基本目標

基本理念のもと、子ども・子育て支援の基本的な視点から、計画の基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標

- (1) すべての子どもが健やかに育つまちづくり
- (2) 子育てに喜びを感じることでできるまちづくり
- (3) 地域全体で子ども・子育てを支えるまちづくり

(1) すべての子どもが健やかに育つまちづくり

視点 子どもの育ちを支える

子どもが健やかで心豊かに成長することができるよう、発達段階に応じた質の高い教育・保育が受けられる環境や、一人ひとりの子どもが安心・安全に活動できる良質な環境を整えます。

(2) 子育てに喜びを感じることでできるまちづくり

視点 親の育ちを支える

保護者が、子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、保護者と子育て家庭へのきめ細かな支援を行います。

(3) 地域全体で子ども・子育てを支えるまちづくり

視点 地域・社会で支える

子どもの健やかな育ちと子育てを支えるため、地域や社会における一人ひとりが、子どもの育ちと子育て支援に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことができるまちづくりを進めます。また、子どもが安全で安心して育つことのできる環境を整えます。

3. 施策の体系

計画の基本目標を達成するため、第1期計画の実施状況や子ども・子育てをめぐる現状等を踏まえ、施策の体系を次とおり整理し施策を展開します。

基本理念

子どもと親と地域が ともに育ちあうまち 伯耆町

基本目標

1. すべての子どもが健やかに育つまちづくり

2. 子育てに喜びを感じることのできるまちづくり

3. 地域全体で子ども・子育てを支えるまちづくり

基本施策

(1) 幼児期の教育・保育の充実
(2) 子どもの居場所づくり
(3) 障がい児への支援

(1) 母子保健の充実
(2) 多様な保育・子育て支援サービスの充実
(3) 相談支援体制の充実
(4) ひとり親家庭の自立支援
(5) 経済的な支援の充実

(1) 地域の子育て支援機能の充実
(2) 児童虐待防止対策の推進
(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

4. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、事業の提供区域を設定することとなっています。

本町では、町全域を1つの区域として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、小学校区により設定します。

計画に定めることとされている事項		区域
教育・保育	1号認定（3-5歳 幼児期の学校教育のみ）	町全域
	2号認定（3-5歳 保育の必要性あり）	町全域
	3号認定（0歳、1-2歳の年齢区分ごと 保育の必要性あり）	町全域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	町全域
	② 延長保育事業	町全域
	③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
	④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	町全域
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	町全域
	⑥ 養育支援訪問事業	町全域
	⑦ 地域子育て支援拠点事業	町全域
	⑧ 一時預かり事業	町全域
	⑨ 病児・病後児保育事業	町全域
	⑩ ファミリー・サポート・センター事業	町全域
	⑪ 妊婦健診事業	町全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向け設定した基本目標及び基本施策に従い、各事業を実施します。

また、子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めるとされている教育・保育及び子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（以下「確保方策」という。）は、本章中に記載します。なお、量の見込みの設定にあたっては、ニーズ調査結果や過去の利用実績等を勘案し、子ども・子育て会議において検討を行いました。

1. すべての子どもが健やかに育つまちづくり

基本目標

（1）幼児期の教育・保育の充実

<教育・保育の認定区分と提供施設>

認定区分	対象児童	提供施設
1号認定	3～5歳（幼児期の学校教育のみ）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳（保育の必要性あり）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳（保育の必要性あり）	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
幼稚園との連携	町内では公立・私立ともにありません。町外施設を利用する際の教育給付認定と施設型給付を円滑に実施するため、事業者との連携に努めます。	福祉課
認定こども園との連携	町内では公立・私立ともにありません。町外施設を利用する際の教育・保育給付認定と施設型給付を円滑に実施するため、事業者との連携に努めます。	福祉課
公立保育所の運営	町内にある5か所の公立保育所の運営を行います。引き続き、保育の質の向上と施設の環境改善に努めます。	福祉課
地域型保育事業	平成29年度に「小規模保育所こどもパル」を開設し、指定管理者制度による運営を行っています。町内の全ての公立保育所を連携施設に設定し、保育所へのスムーズな接続が図られるよう連携に努めます。	福祉課

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設や未移行幼稚園等について、事業者や県と連携しながら、対象施設の確認や適切な給付等を行い、制度の円滑な実施に努めます。	福祉課
保育の質の向上	保育士等の研修の充実等により、保育士の資質の向上に努め、発達段階に応じた質の高い保育の提供を行います。また、保育士等の確保に向け、処遇改善に努めるほか、実習生の受入れや子育て支援員の資格取得支援等を積極的に行います。	福祉課
保育環境の改善・充実	保育所等を利用する児童が、安心して安全に過ごせるよう、老朽化した施設の長寿命化改修や設備更新等を行います。	福祉課
保育・教育の一体的な推進	保育所から小学校へのスムーズな接続が図られるよう、交流学习の実施や教職員間の交流等を積極的に行い、保小連携を強化します。	福祉課 教育委員会
認定こども園への移行の検討	保育ニーズが増加していることから、公立保育所においては、保育を必要とする子どもの受け皿の確保を最優先します。そのため、認定こども園への移行については、今後の入所状況を見ながら慎重に検討を進めます。	福祉課

量の見込みと確保方策

※「量の見込み」は各年度の3月1日時点を見込んでいます。

1号認定 (満3歳から就学前／教育)		実績	計画				
		平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（必要利用定員総数）		15	16	16	18	17	17
②確保方策	特定教育・保育施設	—	—	—	—	—	—
	町外施設	15	16	16	18	17	17
②-①		0	0	0	0	0	0
【確保の内容】							
町内に特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）がないため、町外施設の利用を基本とします。利用にあたっては、町外施設との連携に努めます。							

2号認定 (3～5歳児／保育の必要性あり)		実績	計画				
		平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（必要利用定員総数）		223	220	224	244	238	233
②確保方策	保育所	276	271	271	271	271	271
	町外施設	2					
②-①		55	51	47	27	33	38
【確保の内容】							
0～2歳児の利用定員を確保する必要があることから、余裕のある3歳以上児の利用定員の減員を行います。（令和2年度～）【11人減】							

3号認定 (0歳児／保育の必要性あり)		実績	計画				
		平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（必要利用定員総数）		33	33	33	33	33	32
②確保 方策	保育所	21	27	27	27	27	27
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
	町外施設	1					
②-①		△ 5	0	0	0	0	1
【確保の内容】 現在の利用定員に対して量の見込みが上回っているため、保育所の利用定員の見直しを行い、計画期間中の提供体制を確保します。（令和2年度～）【6人増】							

3号認定 (1～2歳児／保育の必要性あり)		実績	計画				
		平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（必要利用定員総数）		121	135	130	124	123	122
②確保 方策	保育所	108	122	122	122	122	122
	地域型保育事業	13	13	13	13	13	13
	町外施設	6					
②-①		6	0	5	11	12	13
【確保の内容】 現在の利用定員に対して量の見込みが上回っているため、保育所の利用定員の見直しを行い、計画期間中の提供体制を確保します。（令和2年度～）【5人増】							

(2) 子どもの居場所づくり

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ＜地域子ども・子育て支援事業＞	保護者が就労等により、昼間家にいない家庭の小学生の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中の児童の居場所を確保します。岸本・八郷・溝口小学校区の3箇所で開設しています。また、二部小学校区で保護者等が運営する「たくしクラブ」へ運営費の補助を行っています。	福祉課

量の見込みと確保方策

※「量の見込み」は各年度の4月1日時点を見込んでいます。

放課後児童クラブ (岸本小学校区)		実績	計画				
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み (実利用人数)	下学年	66	68	69	66	67	70
	上学年	6	11	11	9	10	10
	計	72	79	80	75	77	80
②確保方策		80	80	80	80	80	80
②-①		8	1	0	5	3	0
【確保の内容】 第1ルーム（定員40名）と平成28年度に整備した第2ルーム（定員40名）の2施設で事業を実施しています。量の見込みに対して定員は充足しており、現在の体制の維持に努めます。また、岸本小学校内で実施する「岸本放課後子供教室」と連携して一体的な運営を行います。							

放課後児童クラブ (八郷小学校区)		実績	計画				
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み (実利用人数)	下学年	14	13	15	12	10	12
	上学年	5	4	2	4	4	3
	計	19	17	17	16	14	15
②確保方策		25	25	25	25	25	25
②-①		6	8	8	9	11	10
【確保の内容】 量の見込みに対して定員は充足しています。施設の老朽化が進んでいるため、修繕等を行いながら体制の維持に努めるとともに、利用状況等を見ながら小学校の余裕教室の活用等を検討します。							

放課後児童クラブ (溝口小学校区)		実績	計画				
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み (実利用人数)	下学年	19	22	22	19	18	14
	上学年	11	8	7	5	5	5
	計	30	30	29	24	23	19
②確保方策		40	40	40	40	40	40
②-①		10	10	11	16	17	21
【確保の内容】 量の見込みに対して定員は充足しています。平成29年度に施設の建替えを行い、将来的な利用の増加に対応できるよう整備しました。溝口小学校内で実施する「溝口放課後子供教室」と連携して一体的な運営を行います。							

放課後児童クラブ (二部小学校区)		実績	計画				
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み (実利用人数)	下学年	5	7	8	6	5	6
	上学年	3	3	3	3	4	3
	計	8	10	11	9	9	9
②確保方策		15	15	15	15	15	15
②-①		7	5	4	6	6	6
【確保の内容】 保護者等が運営する「たくしクラブ」へ運営費の補助を行い、体制の維持に努めます。量の見込みに対して定員は充足しています。							

施策・事業	概要	担当課
放課後子供教室	放課後の子どもの安心・安全な活動場所を確保するため、小学校の施設を活用した放課後子供教室を、岸本・溝口小学校の2箇所で開催しています。各放課後児童クラブと連携した一体的な運営を推進します。	教育委員会
児童館	児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的に、伯耆町文化センター内に児童館を設置し運営を行っています。	教育委員会
公民館・図書館	休業中や土曜日等に小・中学生を対象とした体験教室の開催や各種事業を行い、地域の子どもが気軽に集える公民館・図書館づくりに努めます。	教育委員会
スポーツ公園	休日の遊び場、スポーツ教室の開催、ジュニアクラブ（スマイリースポーツクラブ）等で、各種スポーツの練習や大会参加等を行っています。	教育委員会

（３）障がい児への支援

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
障がい児保育の充実	加配保育士の配置等、保育所における受け入れ体制を整備し、集団保育を通じた障がい児の健全な社会性の成長発達を促進します。	福祉課
特別支援教育の充実	小中学校への特別支援学級の設置や特別支援教育支援員（学習支援員）の配置等により、障がいのある児童・生徒が、地域で学べる環境を整備します。	教育委員会
障がい福祉サービス費等の支給	障がい児の日常生活を支援するため、障がい福祉サービスを提供し、適切な療育の充実を推進します。	福祉課
特別支援教育就学奨励金の支給	特別支援学級等に就学する児童生徒を対象に、学用品費等の一部を助成し、経済的負担の軽減と教育の機会均等を図ります。	教育委員会
各種手当の支給	特別児童扶養手当、障がい児福祉手当を支給し、経済的な支援を行います	福祉課
医療費助成	障がい児を対象とした医療費の助成を行います。（特別医療費助成、町医療費助成）	健康対策課

2. 子育てに喜びを感じることでできるまちづくり

基本目標

(1) 母子保健の充実

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 ＜地域子ども・子育て支援事業⑤＞	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等や母子の心身の状況の把握及び助言など、専門的な指導を行います。	健康対策課



量の見込みと確保方策 【乳児家庭全戸訪問事業】	実績	計画				
	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（出生児数）	75	65	64	63	61	60
②確保方策		65	64	63	61	60
【確保の内容】 町の保健師等による訪問体制を維持します。						

施策・事業	概要	担当課
養育支援訪問事業 ＜地域子ども・子育て支援事業⑥＞	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。 より専門的な支援が必要な家庭に対しては、専門機関への委託により実施します。	健康対策課 福祉課



量の見込みと確保方策 【養育支援訪問事業】	実績	計画				
	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（訪問家庭数）	4	6	6	6	6	6
②確保方策		6	6	6	6	6
【確保の内容】 町の保健師等による訪問を実施します。また、専門機関への委託により対象家庭の支援を実施します。						

施策・事業	概要	担当課
妊婦健診事業 ＜地域子ども・子育て支援事業⑪＞	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成します。	健康対策課



量の見込みと確保方策 【妊婦健診事業】		実績	計画				
		平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	妊婦数	67	65	64	63	61	60
	受診回数	876	910	896	882	854	840
②確保方策			910	896	882	854	840
【確保の内容】 妊婦1人につき、受診券を14回配布します。（多胎妊婦は別に5回分）							

施策・事業	概要	担当課
妊婦歯科健康診査	乳幼児のむし歯予防を目的に、妊娠期と出産後に歯科指導を行います。	健康対策課
子育て相談・訪問ケア	妊娠期から安心して過ごせる環境を整えるため、助産師による訪問ケア及び相談会を実施します。	健康対策課
産後ケア事業	産後に家族等の支援が得られない産婦と新生児に対し、産婦人科施設において母子のケア、育児相談、指導を実施します。	健康対策課
離乳食・幼児食講習会	離乳食及び幼児食について、保護者を対象に調理実習を交えた講習会を開催します。	健康対策課
乳幼児健診事業	乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象とした集団健康診査を実施します。	健康対策課
歯科保健事業	乳幼児を対象に、健診時の歯科指導やむし歯予防教室、フッ素洗口等を行います。また、小中学生のフッ素洗口等に取り組みます。	健康対策課
予防接種事業	感染症予防のため、乳幼児等を対象に定期予防接種を実施するほか、任意予防接種の一部について費用助成を行います。	健康対策課
未熟児養育医療助成事業	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費を助成します。	健康対策課
特定不妊治療費助成	医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療について、治療費の一部を助成します。	健康対策課

(2) 多様な保育・子育て支援サービスの充実

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
時間外保育事業（延長保育事業） ＜地域子ども・子育て支援事業②＞	保護者の就労や通勤時間の確保のため、保育所等における通常の 11 時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行います（18:30～19:00）	福祉課



量の見込みと確保方策 【時間外保育事業】	実績	計画				
	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（年間利用実人員）	63	125	125	129	127	124
②確保方策		125	125	129	127	124
【確保の内容】 現在の実施体制を維持します。（ふたば保育所、こしき保育所、溝口保育所、小規模保育所こどもパル）						

施策・事業	概要	担当課
子育て短期支援事業 ＜地域子ども・子育て支援事業④＞	保護者の病気等を理由に、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において、養育・保護を行います。	福祉課



量の見込みと確保方策 【子育て短期支援事業】	実績	計画				
	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（年間利用延人数）	0	3	3	3	3	3
②確保方策		3	3	3	3	3
【確保の内容】 引き続き、町外の児童養護施設（1 か所）へ委託を行い支援体制を確保します。						

施策・事業	概要	担当課
一時保育事業 ＜地域子ども・子育て支援事業⑧＞	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ等の理由によって家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所で一時的に預かります。	福祉課



量の見込みと確保方策 【一時保育事業】	実績	計画				
	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（年間利用延人数）	33	96	96	99	97	95
②確保方策		96	96	99	97	95
【確保の内容】 引き続き、こしき保育所及び溝口保育所の2 か所で実施します。						

施策・事業	概要	担当課
病児・病後児保育事業 ＜地域子ども・子育て支援事業⑨＞	児童が発熱等の急な病気となった場合に、病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供します。	福祉課



量の見込みと確保方策 【病児・病後児保育事業】	実績	計画				
	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（年間利用延人数）	453	463	463	478	469	458
②確保方策		463	463	478	469	458
【確保の内容】 町外の施設へ他市町村との共同委託により実施しており、今後もこの体制を維持します。						

施策・事業	概要	担当課
休日保育事業	保護者の就労により、日曜日及び祝日に家庭で保育できない場合に、保育所にて保育を行います。 町内では、こしき保育所で実施しています。	福祉課
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ＜地域子ども・子育て支援事業⑬＞	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。 民間事業者が参入する動きがないため、実施はしていませんが、今後の状況・動向によって検討を行います。	福祉課

（３）相談支援体制の充実

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
利用者支援事業 ＜地域子ども・子育て支援事業①＞	子育て中の親子にとって身近な場所で相談に応じ、個々の家庭の状況を把握して、必要な情報提供等を行い、適切な施設、事業の利用につなげる事業です。 本町では、同様の機能を持つ「子育て世代包括支援センター」を利用者支援事業（母子保健型）と位置づけます。	
子育て世代包括支援センター	保健師等が、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を一体的に提供します。	健康対策課

(4) ひとり親家庭の自立支援

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要なアドバイスをするため、母子・父子自立支援員を配置します。	福祉課
ひとり親家庭入学支度金	小・中学校に入学する児童を養育している保護者に入学支度金を支給します。	福祉課
児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を別にしてゐる児童の養育者に手当を支給します。	福祉課
母子父子寡婦福祉貸付金事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と児童の福祉増進を図るため、無利子または低利で長期の資金を貸し付けます。	福祉課
母子・父子家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父または母が、就職に役立つ技能や資格取得のため、講座受講や学校等の養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。	福祉課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の子ども（18歳まで）とその保護者が通院や入院した場合に、医療費の一部を助成します。（特別医療費助成、町医療費助成）	健康対策課

(5) 経済的な支援の充実

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
乳児家庭保育支援事業	家庭で0歳児を保育する保護者に対して給付金を支給することによって、生活の安定と乳児期の親子の愛着形成を支援します。	福祉課
児童手当	中学校3年生までの児童を養育している人に手当を支給します。	福祉課
特別医療費助成	18歳までの児童の入院・通院に係る医療費を助成します。	健康対策課
出産祝金支給	出産時の経済的負担を軽減するため、出産祝金を支給します。	福祉課
チャイルドシート購入補助	チャイルドシートの購入費の一部を助成します。	福祉課
副食費の負担軽減（町単独事業）	教育・保育の無償化に伴う3歳以上児の副食費の実費徴収について、町内の保育所等における副食費の徴収を免除します。また、町外の保育所等を利用する場合の副食費を助成します。	福祉課
就学援助金の支給	経済的理由によって就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費や給食費等の一部を助成し、経済的負担の軽減と教育の機会均等を図ります。	教育委員会
給食費の負担軽減	学校給食費を1食あたり100円補助し、経済的負担の軽減と児童生徒の健全な発達を図ります。	教育委員会
実費徴収に係る補足給付く地域子ども子育て支援事業 ^⑫	年収360万円未満相当世帯が、新制度に移行していない幼稚園を利用する場合の副食費の助成を行います。	福祉課

3. 地域全体で子ども・子育てを支えるまちづくり

基本目標

(1) 地域の子育て支援機能の充実

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 ＜地域子ども・子育て支援事業⑦＞	親子の交流の促進、子育てに関する相談や情報提供、交流事業などを通じて、子育て中の家庭を支援し、親子、家庭、地域社会をつなぐ取り組みを実施します。	福祉課（子育て支援センター）



量の見込みと確保方策 【地域子育て支援拠点事業】	実績	計画				
	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（年間利用延人数）	2,407	2,579	2,510	2,418	2,396	2,350
②確保方策（施設数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
【確保の内容】 岸本保健福祉センター内に設置している「伯耆町子育て支援センター」で事業を実施します。また、定期的に溝口地域への出張を行います。						

施策・事業	概要	担当課
子育てサークル活動支援	地域の子どもや保護者の交流促進を図るため、育児サークルの活動を支援します。	健康対策課
孫・ひ孫子育てセミナー事業	祖父母世代や子育てに関心のある地域の人等を対象に、子どもの健康や子育てのコツなどについて講習を行います。	健康対策課
青少年育成伯耆町民会議	学校外活動の支援や活動を支える人材の育成に努め、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を推進します。	教育委員会
コミュニティ・スクール	町内全校でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しています。学校と地域住民等が連携・協働し「地域とともにある学校づくり」を進めます。	教育委員会
地域学校協働本部	学校の依頼に応じてボランティアを派遣したり、学校における地域学習の支援や、地域貢献活動を支援したりします。	教育委員会
家庭教育支援事業	親の育ちを応援する学習機会の提供と、支援ネットワークの体制づくりを行い、学校・家庭・地域が連携した活動を促進し、親子と地域を結ぶ取り組みを推進します。	教育委員会
保小中の連携	確かな学力と豊かな人間力の育成を目的に、保育所、小・中学校が連携し、ネットワーク会議の開催や合同研修等を行い、「保小中一貫教育」を進めます。	教育委員会

保育所の開放	保育所に入所していない幼児と保護者を対象に、保育所を開放し、集団生活の体験の場、地域でのつながりや子育て不安の解消が図れる場を提供します。	福祉課
民生児童委員・主任児童委員活動の推進	民生児童委員、主任児童委員との連携を図りながら、身近な子育ての相談や情報提供、見守りをを行います。	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業 ＜地域子ども・子育て支援事業⑩＞	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、アドバイザーが仲介する、地域での相互援助をサポートする仕組みです。 ニーズの一部は類似事業で対応可能なことや、実施上の課題が多いことから実施していません。近隣自治体の状況やニーズの把握を行いながら、地域の実情に合った事業のあり方を検討します。	福祉課

（２）児童虐待防止対策の推進

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会の充実・強化	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会における情報管理の徹底や児童相談所をはじめとする関係機関の連携を強化し、要保護児童、要支援児童への適切な支援を図ります。	福祉課
広報・啓発活動の推進	児童虐待の通告先の周知や児童虐待に関する情報の提供など、地域住民等の児童虐待に関する意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進します。	福祉課
児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進	母子保健事業や地域子育て支援事業、相談体制の充実等により、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めます。	関係各課

（３）仕事と家庭の両立支援の推進

■取り組む主な施策・事業

施策・事業	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事をしながら、子どもと向きあう時間を確保するためには、企業における制度の充実や職場における理解と協力が重要です。 そのため、企業及び町民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と、実現のための制度の周知等を行います。	総務課

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

この計画を実効性のあるものとするためには、行政や子育て支援関係者だけでなく、家庭や地域、企業、団体などの様々な主体が協働・連携し、施策や事業を展開していく必要があります。町民一人ひとりが、子育てへの関心や子育て支援の重要性に対する理解を深め、町全体で子育てを支援する体制（土台）が作られるよう、以下の取り組みを進めます。

<情報提供・周知>

町の広報紙やホームページをはじめとする各種媒体を積極的に活用し、町民全体に対して適切な情報提供を行い、子ども・子育て支援施策に関する周知を図ります。

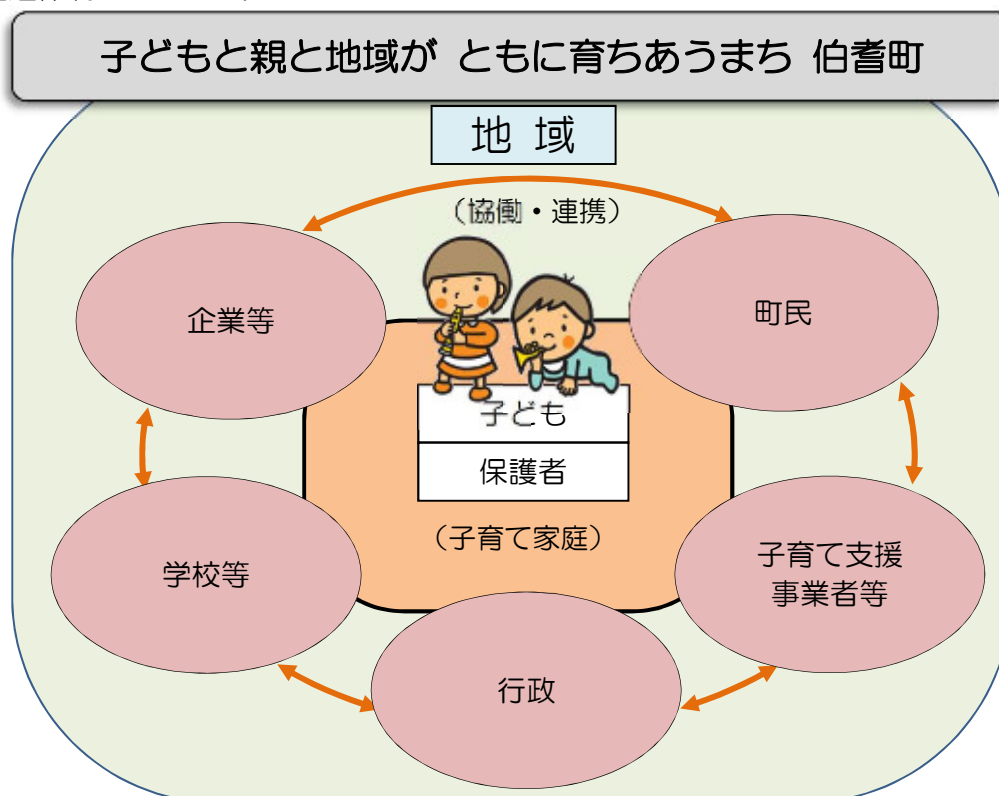
<当事者意識の醸成>

“町民一人ひとりが子育て支援の担い手である”という意識の醸成を図るため、計画の周知や子育て支援に関する啓発に努めます。

<関係機関の連携強化>

各事業の効果的で円滑な実施に向け、既存のネットワークの活用等による関係機関の連携強化に努めます。

（推進体制のイメージ）



2. 計画の進行管理

本計画の取り組み状況については、伯耆町子ども・子育て会議において、各事業の実施状況を点検・評価し、その結果を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行っています。

なお、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化などによって、計画に定める量の見込みが、大きく変動することが見込まれる場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

(PDCA サイクルのイメージ)



3. 計画全体の成果指標

各施策・事業に関する成果とは別に、計画全体の達成度合いを判断する目安として、計画の最終年である令和6年度を目標年次に、成果指標（達成目標）を設定し計画を推進します。

成果指標	令和元年度	令和6年度
伯耆町は「子育てしやすいまち」と感じる人の割合	36.4%	40.0%

※基準値となる令和元年度の数値は、令和元年7月に実施した子育てに関するアンケート調査で「そう思う」と答えた人の割合

伯耆町子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伯耆町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- （1）法第6条に規定する子どもの保護者
- （2）法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （4）関係行政機関の職員
- （5）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

伯耆町子ども・子育て会議委員名簿

(任期) 令和元年6月25日～令和3年6月24日

区分	所属団体等	氏名	備考
保護者	保育所保護者	笹間 直樹	会長
	保育所保護者	井澤 奈緒美	
	小学校保護者	小早川 梓	副会長
子ども子育て事業 従事者	こしき保育所所長	岩田 範子	
	小規模保育所こどもパル 所長	清水 さとみ	
	伯耆町子育て支援センター 所長	兵江 律子	
	岸本放課後児童クラブ 支援員	米田 述史	
	岸小放課後子供教室 コーディネーター	大田 秀明	
学識経験者	伯耆町民生児童委員協議会 主任児童委員	森安 和美	
	岸本小学校校長	小澤 敦彦	
関係行政機関職員	教育長	後藤 弥	
町長が必要と 認める者	副町長	阿部 泰	

(敬称略)



第2期伯耆町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月策定

発 行 伯耆町福祉課
〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3
電 話 0859-68-5534
FAX 0859-68-3866